

東京都排出量取引セミナー

総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の参考気配について

2018年12月14日

みずほ情報総研株式会社

環境エネルギー第1部 地球環境チーム

シニアコンサルタント 齊藤 聡

akira.saito@mizuho-ir.co.jp

<https://www.mizuho-ir.co.jp/index.html>

査定の方法

- 以下の方法により、東京都の総量削減義務と排出量取引制度における取引価格の参考気配を**査定**。

「査定」とは、市場参加者を対象にしたヒアリング調査によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定すること。実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。

項目	内容
時期	2018年10月～11月
方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 排出量取引を行ない得る制度対象事業者(売り手と買い手の双方)および仲介事業者を抽出。 ② 合計12社に対し、取引意向、取引価格、市場概況等に関するヒアリング調査を実施。 ③ ②の調査結果に基づき、「標準的な取引」(詳細は次頁)における価格水準(査定価格)を推定。
査定主体	みずほ情報総研株式会社

標準的な取引の条件

- ヒアリング調査から示唆される市況及び過去の査定等を総合的に考察し、今回の査定においては、以下の条件を標準的な取引の条件と設定。

項目	条件
対象クレジット	第一計画期間発行の超過削減量と再エネクレジット※ ※再エネクレジットは、グリーン電力証書を転用するものに限定
単位数	第二計画期間の利用において1t-CO ₂ と認識される量
取引ロット	100t-CO ₂ 以上1,000t-CO ₂ 未満(相当)
受渡しと決済の時期	約定から30日以内(最短)の単回の取引
取引相対	買い手となる制度対象事業者を相対とする取引

ヒアリング調査の結果(1)

- 現在は、第二計画期間の4年目であり、「買い手」として、義務履行に向けた準備に着手する動きが見られる。

買い手の状況

- 第二計画期間の4年目であることから、社内手続きや購入先の検討等、義務履行に向けた準備に着手する動きが見られる。
- 予想される不足量の多寡等に応じて、排出量確定を待ってから購入する事業者がある一方、既に第二期の義務履行に向けてクレジットを確保済みの事業者も(※予算平準化、整理期間終了ぎりぎりの回避)。
- クレジット供給が十分であることが広く認識されており、大幅な価格上昇を懸念する声は小さい。一方で、現在は底値水準であり、これ以上の価格低下は予想しにくいとの認識が広がりつつある。(※価格の下支え要因①)
- 東京都の公表する査定価格を中心とした価格情報を指標として、可能な限り安価での購入が希望されている。
- 購入するクレジットの種類は、価格を重視して決定されることが多い。

ヒアリング調査の結果(2)

- 第二計画期間の履行期限を見据え、「売り手」側の新たな動きとして、保有クレジットの寄付や無効化が選択肢に加わってきている。

売り手の状況

- 第一計画期間のクレジットに関しては、失効前(第二計画期間履行期限である2021年9月末まで)に、可能な限り売却することが望まれている。
- 東京都の公表する査定価格を中心とした価格情報を指標として、より高値での売却が希望されている。
- クレジットの売却の際には手続き費用や人件費等が発生するため、経営判断として、一定価格に満たない場合は売却を行わない傾向がある。(※価格の下支え要因②)
- その場合は、無効化、東京2020大会への寄付も選択肢として検討されており、クレジットの制度外利用への認識も広がってきている。(※供給量の抑制＝価格の下支え要因③)
- 寄付や無効化を行なうクレジットの量は、未確定。第二計画期間の排出見通しが立った段階で、検討する。

査定結果

東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における クレジット価格の査定値(2018年12月時点)

クレジット	査定価格帯
超過削減量	200～1,100円/tCO ₂
再エネクレジット	6,400～11,200円/tCO ₂

【留意点】

- ✓ 実取引における価格は売買当事者が交渉の結果決めるもの。
- ✓ ここで示す査定価格は前述の標準的な取引が実施された場合に想定される約定価格の推算値であり、取引形態、特に取引ロットの大小によって実際の取引価格はここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある。

これまでの査定価格の推移

